

税務調査での重加算税について

①

週刊税務通信2022年4月4日号No.3698「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

過少申告加算税と重加算税

(1) 過少申告加算税

税務調査で間違いを指摘されて、自主的に修正申告を行ったり、税務署から更生処分を受けたことによって、本来納めるべき税額よりも少なく申告していた場合、**本来納めるべき税金に10% (50万円までの部分) or 15% (50万円超の部分)**をかけた金額が追加で徴収されます。

(2) 重加算税

税務調査で事実の**仮装・隠蔽**を指摘されて、自主的に修正申告を行ったり、税務署から更生処分を受けたことにより、本来納めるべきであった税金に加えてペナルティ・罰金として追加で払うことになる税金のことをいいます。

⇒ **過少申告加算税の基礎となった税額の35%**に相当する重加算税を徴収されます。

重加算税の課税要件

(1) 仮装・隠ぺいに該当する場合

- ・二重帳簿の作成 ・帳簿、原紙記録、証憑書類等の破棄又は隠匿 ・帳簿書類の改ざん、虚偽記載
- ・相手方との通謀による虚偽証憑書類の作成 ・帳簿書類の意図的な集計違算
- ・売上除外、棚卸資産の除外 ・証明書等の改ざん、虚偽申請による証明書の交付
- ・簿外資産に係る利息収入、賃貸料収入の未計上 ・簿外資金からの役員給与等費用の支出

(2) 帳簿書類の隠匿、虚偽記載に該当しない場合

(相手方との通謀、証票書類の破棄・隠匿・改ざんによるものでないとき)

- ・売上等の繰り延べが、翌事業年度の収益に計上されていると確認されたとき
- ・経費の繰上計上が、翌事業年度に支出されたことが確認されたとき
- ・棚卸資産の評価替えにより過小評価をしている場合
- ・交際費、寄付金等を他の費用項目で計上している場合

税務調査のポイント

- ・事前に、過去の「**利益率**」「**経費率**」「**同業他社比較**」「**前年対比**」から異常値に着目して、裏付けを行う。
(例)粗利率が前年対比で低ければ、売上除外・架空仕入・在庫未計上を疑う。
- ・**会社は赤字なのに社長が高額な資産を購入している場合**、その資金の裏付けを行うために、**個人の資金の出入りもチェック**する。
- ・架空の帳票類の作製や、数量や日付の改ざんについて、特定の取引先への定期定額の支払や、手書きの納品書や領収書、決算日に近い日付の納品書・請求書で経費計上(消耗品費・修繕費など)となっているものは疑われやすく、内容や日付について**相手先への反面調査**も行います。

【今月の経営格言】 わが社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である。 by 一倉定 (経営コンサルタント)

会社の業績が振るわない根本原因は、必ず社長がお客様の要求を無視しているからであり、お客様の要求を無視している限り、何をどうやっても会社の業績は絶対に良くならない。 お客様を無視する会社は、お客様から無視される。 「一倉定の経営心得」 より